２　法第二十八条の二第一項に規定する国の安全に係る特定取得に該当するおそれが大きいものとして政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　第四条第二項に規定する主務省令で定める業種のうち国の安全に係る特定取得に該当するおそれが大きい業種として主務省令で定める業種に係る特定取得（当該特定取得に係る非上場会社の子会社並びに当該非上場会社が財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる他の会社として主務省令で定めるもの（子会社を除く。）が当該主務省令で定める業種に属する事業を営んでいる場合を含む。）

二　第四条第二項に規定する主務省令で定める業種に係る事業の継続的かつ安定的な実施を困難にする行為を行うことを目的とする特定取得（前号に掲げるものを除く。）

三　前二号に掲げるものに準ずるものとして主務省令で定めるもの

３　法第二十八条の二第三項又は第四項の規定による勧告又は命令は、郵便等による送達又は交付送達により、その送達を受けるべきものの住所、居所又は営業所に当該勧告又は命令の内容を記載した文書を送達して行う。ただし、外国投資家が居住者である代理人により当該特定取得の法第五十五条の五の規定に基づく報告をしている場合には、当該代理人の住所、居所又は営業所に送達するものとする。

４　第三条第八項から第十一項までの規定は、前項に規定する勧告又は命令の内容を記載した文書について準用する。この場合において、同条第八項中「前項」とあり、及び同条第九項中「第七項」とあるのは「第四条の三第三項」と、同条第十項中「第七項」とあるのは「第十条第三号」とあるのは「第十条第四号又は第六号」と、同条第十一項中「第七項」とあるのは「第四条の三第三項」と読み替えるものとする。

第六条の三の見出し中「の報告」を「及び特定取得の報告」に改め、同条第一項中「対内直接投資等を行った日の属する月の翌月十五日まで」を「主務省令で定める期間内」に改め、同条第二項中「又は第二号」を「、第二号又は第四号」に改め、「代理人」の下に「（法第二十七条の二第一項又は法第二十八条の二第一項の規定により法第二十七条第一項又は法第二十八条第一項の規定による届出をせずに対内直接投資等又は特定取得を行った外国投資家にあつては、第三条の二第三項又は第四条の三第三項の規定により送達される文書を受理する権限を有するものに限る。）」を加え、同条第三項第二号及び第三号中「対内直接投資等」の下に「又は特定取得」を加える。

第七条第一号中「譲渡若しくは」を「譲渡、議決権の取得、」に、「若しくは議決権の取得若しくは議決権代理行使受任若しくは」を「、議決権代理行使受任、議決権行使等権限の取得、」に、「若しくは共同議決権等行使同意取得」を「、共同議決権行使同意取得」に、「変更」を「変更、取締役若しくは監査役の選任、吸収合併若しくは会社の解散」に、「第五号」を「第六号」に改め、同条第五号を同条第六号とし、同条第四号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四　事業の譲渡、譲受け又は承継に関する事項　当該事業の所管大臣

第十条第四号中「第二十八条第五項」を「第二十七条の二第三項、法第二十八条第五項、法第二十八条の二第三項」に改め、同条第六号中「及び」を「、法第二十七条の二第四項、法第二十八条の二第四項及び」に、「第四項」を「第五項」に改め、同条第九号中「同条第十三項」の下に「、第三条の二第四項」を加え、「第四条の三第二項」を「第四条の三第四項、第四条の四第二項」に改める。

（外国為替及び外国貿易法における主務大臣を定める政令の一部改正）

第二条　外国為替及び外国貿易法における主務大臣を定める政令（昭和五十五年政令第二百五十九号）の一部を次のように改正する。

第四条中「第六十九条の四」を「第六十九条の三」に改める。

（外国為替令の一部改正）

第三条　外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）の一部を次のように改正する。

第十一条の五第一項第四号、第二項及び第三項中「金融機関等」を「銀行等その他の金融機関」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（令和二年五月八日）から施行する。

（経過措置）

第二条　改正法の規定による改正後の外国為替及び外国貿易法（以下「新法」という。）第二十七条第十三項、第二十七条の二第六項、第二十八条第八項、第二十八条の二第六項、第五十五条の五第二項及び第七十条第一項第二十二号から第二十六号までの規定は、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して三十日を経過した日以後に新法第二十六条第一項第四号に規定する特定組合等（次項において「特定組合等」という。）が行う新法第二十七条第一項に規定する対内直接投資等（以下「対内直接投資等」という。）に相当するもの（以下「対内直接投資等に相当するもの」という。）又は新法第二十八条第一項に規定する特定取得（以下「特定取得」という。）に相当するもの（以下「特定取得に相当するもの」という。）について適用し、同日前に行った対内直接投資等に相当するもの又は特定取得に相当するものについては、なお従前の例による。

２　特定組合等の組合員（新法第二十六条第一項第四号に規定する特定組合類似団体にあつてはその構成員）により施行日前に改正法の規定による改正前の外国為替及び外国貿易法第二十七条第一項又は第二十八条第一項の規定による届出（当該特定組合等が行おうとする対内直接投資等に相当するもの又は特定取得に相当するものに係るものに限る。）がされた場合であつて、施行日から起算して三十日を経過した日以後に当該特定組合等が当該届出に係る対内直接投資等に相当するもの又は特定取得に相当するものを行おうとするときは、新法第二十七条第一項又は第二十八条第一項の規定による届出を要しない。

第三条　新法第五十五条の五第一項の規定は、施行日以後に行う特定取得について適用し、施行日前に行った特定取得については、なお従前の例による。

第四条　第一条の規定による改正後の対内直接投資等に関する政令（次条において「新令」という。）第二条第一項の規定は、施行日から起算して三十日を経過した日以後に対内直接投資等又は特定取得が行われる場合について適用し、同日前に対内直接投資等又は特定取得が行われる場合については、なお従前の例による。

第五条　新令第二条第十六項第一号、第三号から第五号まで及び第七号並びに第三条第一項第四号から第十一号までの規定は、施行日から起算して三十日を経過した日以後に行う対内直接投資等又は対内直接投資等に相当するものについて、新令第四条第一項第二号及び第四号の規定は、同日以後に行う特定取得又は特定取得に相当するものについて、それぞれ適用し、同日前に行った対内直接投資等若しくは対内直接投資等に相当するものの又は特定取得若しくは特定取得に相当するものについては、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第六条　この政令の施行前にした行為及び附則第二条から前条までの規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの政令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　高市　早苗
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　萩生田光一
厚生労働大臣　加藤　勝信
農林水産大臣　江藤　拓
経済産業大臣　梶山　弘志
国土交通大臣　赤羽　一嘉
環境大臣　小泉進次郎

医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年四月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三